平成２７年（フ）第７９０７号
東京都大田区千鳥２－９－15、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区上池台４丁目38番８号
破産者　株式会社オフィスビー
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９０８号
東京都大田区上池台４丁目26－７－301
破産者　竹迫　康二
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９０９号
東京都大田区上池台４丁目26－７－301
破産者　竹迫　康子
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９２７号
東京都江東区亀戸２丁目32番12号
破産者　不動建運株式会社
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９２８号
東京都墨田区石原４丁目１－10－302
破産者　川島　健義
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９３５号
東京都千代田区岩本町２丁目７番12号　ビルックスＮｏ．３－４階
破産者　株式会社Ｃｕｔ＆Ｐａｓｔｅ
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９３６号
東京都品川区西五反田５丁目２－３－203
破産者　柳原　知明
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９３７号
茨城県水戸市大工町３丁目11番27号
破産者　前田実業株式会社
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９３８号
東京都足立区扇１丁目26―24
破産者　前田　　勉
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９３９号
東京都足立区扇１丁目26―24
破産者　前田　夏子
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９４１号
静岡県静岡市葵区古庄713番地の８
破産者　有限会社ケイ・エムプランニング
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９４２号
埼玉県川越市大字小室557－１　ジュピターズＡ棟105号室
破産者　谷川　昌利
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９７８号
東京都墨田区吾妻橋２丁目３－７
破産者　金谷　幸子
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９７９号
東京都墨田区吾妻橋１丁目６－２－904
破産者　林　　千種
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９８５号
埼玉県三郷市戸ケ崎3090－181　イシダ第２－202
破産者　生駒　彰治
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２５９号
東京都武蔵野市西久保３丁目７－８－406
破産者　酒井　結香
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３０３号
東京都中央区日本橋人形町１丁目８－７－301
破産者　山田三千勝
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７８７号
東京都町田市玉川学園３丁目39―17―102
破産者　貝瀬　知子
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８８２１号
東京都葛飾区青戸７丁目36―21　フォーチュン10　202
破産者　石川　智子
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８８６７号
東京都渋谷区本町４丁目46－１　ＴＯＰ初台ＮＯ１　301
破産者　久保田清裕
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８８７１号
東京都足立区千住曙町32―４　ＭＹ・ピュア千住曙町Ａ106、開始決定時の住所東京都品川区西五反田２丁目16―６―202
破産者　小清水俊夫
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９３７号
東京都板橋区上板橋１丁目13―13　ラ・エスポワール上板橋Ａ104
破産者　味村多喜子
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部